

## 特記仕様書

- 1 業務名 由利地域振興局庁舎自動ドア保守点検業務委託
- 2 目的 建築基準法第8条による建築設備の適正な維持管理のため
- 3 期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 4 場所 由利本荘市水林366 由利地域振興局庁舎
- 5 対象物件
  - (1) 寺岡式 HB-DD 二枚折戸式 1台 庁舎正面外側
  - (2) 寺岡式 SOV-150KM 引分式 1台 " 内側
- 6 内容
  - (1) 定期点検 4か月に1回  
「建築保全共通仕様書（令和5年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部）」表2.2.9による点検項目とする。
  - (2) 緊急点検  
委託者からの通報により、速やかに異常動作等緊急時の原因究明及び必要に応じて調整・部品交換等を行う。
- 7 業務責任者の設置
  - (1) 業務責任者は、本業務の遂行に当たり十分な経験、知識、技能を有する者とする。
  - (2) 業務責任者は、本業務の運営及び技術上の管理並びに発注者との協議等業務遂行に係る権限を有する者とし、その権限の範囲は契約書で定める。
- 8 その他
  - (1) 消耗品以外の部品については、発注者が負担する。ただし、保守上の不備等受注者の責任に帰する故障については、受注者の責任においてこれを負担する。
  - (2) 部品は、製造者純正品を使用し、製造者仕様以外の改造は行わないこと。
  - (3) 故障等の緊急事態に備え適切な処置が行えるような体制を確保すること。
  - (4) 本委託に係る点検作業は、安全確保のため有資格者が行う。
  - (5) 契約書及び本特記仕様書に定めのない事項については、「建築保全業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」（別添）及び「建築保全業務共通仕様書（令和5年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部）」による。なお、共通仕様書第3章3及び4は、本業務に適用しない。